

33. 請負者が国の施設及び物品を使用し、除雪作業を請負として行わせる場合の事務取扱いについて（案）

請負者が国の施設及び物品を使用し、除雪作業を請負として行わせる場合の事務取扱いについて（案）

（目的）

- 1 この取扱いは、分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 ○○ 事務所長（以下「甲」という。）が発注する一般国道○○号 ○○ 地区の除雪作業を円滑に遂行するために、道路管理者近畿地方整備局長の管理する施設及び物品管理官近畿地方整備局 ○○ 事務所長の管理する物品（以下「施設等」という。）を、請負者 ○○○○○（以下「乙」という。）が使用する場合の事務取扱いを定め、事務処理の円滑化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

- 2 この取扱いにおいて「施設」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項にいう道路の附属物をいう。
 - (2) この取扱いにおいて「物品」とは、物品管理法（昭和31年法律第113号）第2条にいう物品のうち、同法第3条第3項にいう細分類が消耗品及び不用品に属するもの以外の物品をいう。
 - (3) この取扱いにおいて「指定職員」とは、近畿地方整備局除雪作業監督要領（案）第3条にいう指定職員をいう。
 - (4) この取扱いにおいて、「物品を使用する職員のうちの主任者」とは、昭和55年4月18日付け建設大臣官房会計課長補佐発事務連絡の「車両管理等の業務委託に供する車両の物品管理法上の取扱いについて」にいう主任者をいう。
 - (5) この取扱いにおいて「管理担当者」とは、○○ 事務所長の指定した管理担当職員をいう。

（使用する施設等）

- 3 甲は、乙に使用させる施設等の明細（別紙様式1）を特記仕様書に記載するものとする。

（使用期間）

- 4 乙が、施設等を使用できる期間は、甲と乙が締結する除雪作業請負契約書に定める期間とする。

（使用上の責任）

- 5 甲は、乙に施設等を使用させるときは、善良な管理者の注意をもって使用させるものとする。
- (2) 甲は、乙が、故意又は重大な過失により施設等を亡失又は損傷し、その他甲に損害を与えたときは、原状回復又は損害額の弁償の責に任じさせるものとする。
- (3) 甲は、乙に施設等を除雪作業以外の用途に使用させないものとする。

(転貸し等の禁止)

- 6 甲は、乙に使用させている施設等を他の者に転貸し、又は担保に供させてはならない。

(施設等の引渡し及び返還)

- 7 甲は、乙に施設等を引渡そうとするとき、施設等引渡通知書（別紙様式2）により指定職員を経由して乙に通知するものとする。
- (2) 指定職員は、引渡場所に管理担当者及び主任者並びに乙の立会を求めて引渡すものとする。
- (3) 指定職員は、前項の引渡しを終了したときは、乙から受領書を徴し、速やかに施設の管理担当者又は主任者に回付するものとする。
- (4) 乙が甲に施設等を返還しようとするときは、第1項及び第2項の規定を準用する。

(施設等に係る経費の負担)

- 8 甲は、乙に施設を使用させることによって生ずる光熱水料等の経費を負担させるものとする。
- (2) 施設等の修繕に要する経費は、甲の負担とする。ただし、5(2)に定める場合を除くものとする。

(施設等の共同使用)

- 9 甲は、乙に施設等を使用させている間において、当該施設等を甲と乙が共同して使用する必要が生じたときは、甲の使用に協力させるものとする。

(その他)

- 10 この取扱いに定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、本局担当課に協議するものとする。

別紙様式 1

施 設 等 の 明 細

施設名又は品目	規格又は構造	単位	数 量	使 用 期 間	引 渡 場 所	備 考
				自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		

- 備 考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番横とする。
 - 2 「備考」の欄は、必要に応じ物品の分類及び細分類を明記する。

